平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4		府省庁名文部科学省				
対象	税目	個.	 人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)				
要望 項目名 要望内容 (概要)		被	被用者年金の一元化等に伴う税制上の所要の措置				
		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項で規定する業務の用に供する固定資産 ・特例措置の内容					
		年	日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項で規定する業務の用に供する固定資産について、被用者 日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項で規定する業務の用に供する固定資産について、被用者 金の一元化及び退職等年金給付の創設に伴う同法改正後も、業務の重要性・公共性が変わるものではない ことから、引き続き非課税措置とする。				
関係	条文		日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項 地方税法第348条第2項第13号 地方税法施行令第51条第3号				
	収 ∑額	_	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)				
要望	田田	一向高	(1)政策目的 今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の -元化を展望しつつ、制度の安定性を高める必要がある。そのため、民間被用者及び公務員を通じ、将来に]けた、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を ぶめるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる。 また、被用者年金一元化法の成立により、共済年金の職域部分が廃止されることから、新たな年金(新3 5年金)を設ける。				
		る第の険2金	(2)施策の必要性 現在、日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第7号で規定する長期給付の業務の用に供する固定資産については、地方税法第348条第2項第13号(地方税法施行令第51条第3号)の規定により非課税とされている。 平成24年8月に成立した、被用者年金一元化法により、事業団法第23条第1項第7号に規定する年金の給付に関する業務である「私立学校教職員共済法に規定する長期給付」を「厚生年金保険法に規定する保証を付けるといるのである「私立学校教職員共済法に規定する保証を持ていた。 また、平成24年11月に成立した、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律により、事業団法第23条第1項第8号として、新たな年金(新3階年金)である「私立学校教職員共済法に規定する退職等年金により、事業の法のであるの正を行った。 固定資産税非課税の対象となる固定資産は、年金給付の事務を実施する事務所であり、今般の法改正後も、現代と同様に年金の給付業務を実施することから、非課税措置を維持する必要がある。				
対応	望に する 域案	,	_				

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 <教育振興基本計画> 基本施策29 私立学校の振興
	政策の 達成目標	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成24年法律第98号)」において措置された被用者年金の一元化等について、円滑な実施を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	
有	要望の措置の 適用見込み	日本私立学校振興・共済事業団が所有する本部事務所
有	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	加入者に対する年金給付業務は、固定資産税等が非課税であることを前提として、掛金等の制度設計を行っていることから、法改正後も引き続き非課税とすることにより、加入者や雇用者である学校法人の負担を増やすことなく、これまでと同等の掛金等の制度設計とすることが見込まれる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	私立学校教職員に係る年金の給付制度について、私立学校教職員であった者及びその遺族の 適当な生活の維持及び私立学校教育の振興のための制度であることに変わりはないこと、固定 資産税等の非課税対象となる固定資産は、給付の事務を実施する事務所であり、事業団は、今 般の法改正後も加入者に対する年金の給付業務を事務所において引き続き実施することから、 非課税措置を維持することが妥当である。
	ページ	4—2

税負担軽減措 適用実績	置等の	
「地方税に 税負担軽派 の適用状況 する報告書 おける適用	域措置等 兄等に関 書」に	_
税負担軽減抗用による効果しての有効性	具 (手段と	_
前回要望時の達成目標)	
前回要望時か 達成度及び目 達していない 由	標に	
これまでの要	望経緯	平成25年度要望時に説明済み。
	ページ	4—3